

ロンゴバルディ侵住建国をめぐる諸問題

——イタリア民族形成史の一こま——

森田 鉄郎

〔I〕

イタリアには先史時代早くに地中海系人種の流入があったと見れるほか、いわゆるイタリキ諸族 (osco-umbri, falisco-latini など) とならんで *liguri*, *veneti*, *iapigi* あるいはケルト系の *galli* 諸族, そしてオリエント系と見られる *etruschi* など人種の異なる諸族が住みつき¹⁾, 前八世紀ごろからギリシア人の植民諸都市の建設により歴史時代に歩み入る頃には, 住民の著しい複合性が見られた²⁾。そしてローマによる古代世界の征覇が進むにつれ, 奴隷や兵士・商工業者などとして, 帝国領諸地方からの異民族出身者の流入が, 時とともに幅広くかつ数多く, 不断に進行し, その複合性はいっそう顕著になった³⁾。

イタリア住民のこうした人種的複合性を前にして, ローマの支配やラテン語に媒介されるラテン文化が, 各地方住民の上に何処まで浸透し得たかははなはだ疑問である。つまり古代末期のローマ法やラテン語の蛮化といわれる事象は, 侵住ゲルマン人の影響によるそれらの蛮族化現象であるよりは, むしろローマ支配の弛緩により各地方住民の土俗が顕在化した結果なのではないか⁴⁾。したがってゲルマン諸族の侵住をみたのち, よく行なわれるようにイタリアの住民構成要素として *germani* と *romani* を対置するとき, そもそも *romani* なるものがローマ帝国の遺民といった漠然とした概念でしかくり得ないようなものであったのではないか。また *germani* の方も, すでに早くカエサル時代以前から奴隷としてローマ支配領域内に流入した者に始まり, いわゆる五賢帝時代以来かれらを農業移民・同盟者・傭兵などとして帝国領内へ迎え入れる

ことがとみに進行する⁵⁾間に、早く帝国領内、ことにイタリアに入住した者が、どれだけ *germani* としての民族性の純粋を維持し得たであろうか。

とりわけ4世紀から5世紀にかけては、*alae*, *cohortes*, *numeri* などと呼ばれた *germani* 補助軍団⁶⁾だけでなく、ローマ正規軍の中にさえ多くの *germani* を数えるようになったといわれ⁷⁾, *Dopsch* によるとゲルマン人はすでに3世紀以来しばしば軍隊のみならず行政面においても最高の地位に就いたのであり、その程度はコンスタンティヌス帝以降ますます進行するのである⁸⁾。この間 *Stilico* (360—408)のようにゲルマン人で将軍となり、帝国の実権を握って皇帝と姻籍関係をさえ結ぶ例が一再ならず見られ、社会の上層においても *germani* と *romani* の血の混交が進行したことを有力に推察させるのである⁹⁾。*Stilico* はテオドシウス帝の腹心の将軍としてその覇業を援け、皇帝の娘 *Serena* を妻として与えられ、帝の死に臨んでは後継の東西両帝アルカディウスとホノリウスとの後見を託された。彼ははじめ東ローマ帝国で実権を握ったが、アルカディウス帝と衝突したのち西ローマ帝国に移り、若いホノリウス帝の後見役となり、イタリアに侵入した *Alaricus* 支配下の西ゴート族や *Radagais* に率いられたゲルマン諸族、あるいはガリアを狙う *vandali* などの撃退に力をつくす一方、帝に自分の娘 *Maria* を妃として献じ、その死後は更に次女 *Eumazia* を嫁がせる一方、帝の妹 *Galla Placidia* を自分の息子 *Eucerio* の妻に貰いうけるのである。またヴァレンティニアヌス三世の将軍でローマ軍の最高指揮官として *Attila* の率いるフン族 (*unni*) の撃退に力をつくした *Aetius* も恐らくゲルマン出身であり、彼の部将から身をおこした *Ricimer* (472没) は *Suevi* 出身の将軍で、西ローマ皇帝アウイトゥスに仕え、シチリアやコルシカでの *vandali* との戦いで勇名を挙げ、その間皇帝アンテミウス (467~472) に自分の娘を嫁がせている。

もっとも *Stilico* にしても、*Aetius* にしても、また *Ricimer* にしても、その専横を嫌われたせいもあるが、かれらの *germani* 諸族に対する宥和政策を *germani* への内通と疑われ、いずれも皇帝の側近と対立し、前二者は暗殺に仆れ、*Ricimer* は逆に皇帝アンテミウスを倒したが、東ローマ皇帝の意を迎え

るべくローマ貴族オリヴリウスを皇帝に擁立している。こうしたことから、たしかに *germani* と *romani* との間に強い異和感の存在したことが窺える。その一方ローマ皇帝さえもが純粹の *latinità* や *romanità* から縁遠い存在となっていたことが見落せない。すでに早くセプティミウス＝セヴェルス帝がリビア人であったのに始まり、五賢帝第二代のトラリアヌス帝や第三代のハドリアヌス帝はイベリアの出身者である。軍人皇帝時代以降はその殆どが属領出身者であり、殊に東ローマ帝国はビザンチン帝国ないしギリシア帝国と呼ばれるにふさわしく、東方属領の出身者が歴代皇帝となる。そして西ローマ皇帝にも東方属領出身者が多くなり、西ローマ最後の皇帝と云われるアウグストウルスもイリュリア出身の將軍 *Orestes* の子であり、その *Orestes* に位を追われた先代のネポス帝もダルマティア出身者であった。

こうして *romanità* そのものに属領的要因の混入が著しい事態や、属領軍団にゲルマン的要素の混入が著しく、上述のようにゲルマン人將軍がしばしば帝国の実権を掌握している事態を前にして、*germani* と *romani* との融合の存否を論じることは余り意味のないことのように思える¹⁰⁾。

Dopsch はガリアにおいてガロ＝ローマ風の芸術にガロ＝ゲルマン風が併存するようになったことを指摘するが¹¹⁾、ゲルマン的要素の混入が属領において顕著に進行したことはいうまでもない。しかしイタリアにおいてもいわゆる西ローマ帝国の滅亡の何世紀も前から *germani* がくりかえし入住させられている。たとえばマルクスアウレリウス帝によって *marcomanni* が入住させられており¹²⁾、377年には *unni* や *talifali* の捕虜とならんで *goti* の捕虜がモーデナ・レッジョ・パルマなどに入住させられたことが伝えられ¹³⁾、テオドシウス帝がまた *alamanni* の捕虜をポー河流域に入住させたといわれる¹⁴⁾。そして5世紀始めに属する *Notizia dignitatum* は、*sarmates gentiles* がフォルリ・オデルツォ・パードヴァ・ヴェローナ・クレモーナ・トリーノ・アクイ・トルトーナ・ヴェルチェッリなど北イタリアの諸都市に、*Regionis Samnitis* がポローニャやポッレンツァに駐屯したことを記すといわれる¹⁵⁾。そして *Salvioli* もまた、ローマ諸帝が *barbari* をうち負かしたのち、かれらをイタリアに移し、

耕作すべき土地を与えた上述の諸例を挙げるのである¹⁶⁾。

405年のゴート王 Radagais に率いられた goti や alamanni の一隊のフィレンツ攻囲や、402年のヴェローナ侵略に続いて410年 Alaric に率いられた visigoti のローマ劫略、あるいは455年の vandali のサルデーニャ・コルシカ続いてローマの劫掠などは一過性のものであった¹⁷⁾としても、西ローマ帝国を終焉させたといわれる476年の Odoacer のクーデターは、その背景に Orestes 輩下の heruli, rugi, turcilingi などゲルマン諸族の将兵の土地割譲要求があったからには、それらの者がすでにある程度長期にイタリアに駐屯していた事実が否めない¹⁸⁾。もっともすぐ続いて493年には Theoderich に率いられた ostrogoti の侵住建国があり、その間 Odoacer による germani への土地割譲(各地主の土地の三分の一)がどれだけ実効を持ったかは大いに疑問である¹⁹⁾。そして Theoderich による彼の族民への同様の土地割譲も、555年に東ゴート王国が東ローマ帝国によって滅ぼされたのであるから、永続的効果を持ったものとなし難い。一般に東ゴート族は東ローマ軍隊に追われてイタリアの域外に姿を消したとされているが、東ローマの将軍 Narses と東ゴート王との間に結ばれた立退きの誓約に不満な者が、将軍 Indulfo の指揮の下に陣営を離れ、Pavia やポー河左岸地方に脱出したことが報ぜられており²⁰⁾、Narses の帝国政府宛555年の報告からも、ヴェローナやブレシアが ostrogoti の手中にあったことが知られるという²¹⁾。またポー河左岸地方ことにアルプス南麓の丘陵地方には入住当初からかなりの ostrogoti が住みついでおり²²⁾、それらの者のすべてが南イタリアの Nocera でのゴート戦争最後の戦場に参戦していたとは信じられず、その土着化が有力に推察される。要するに ostrogoti のすべてがイタリアから立ち去ったとは到底考えられず、Cipolla とともにその残党の多くが北イタリア各地で romani の間に混入していったと考えざるを得ない²³⁾。Salvioli がより古い時代のゲルマン移住民に、のちにロンゴバルド王国の下で見られる半自由人aldii の遠い起源を見る²⁴⁾のに対して、Cipolla は longobardi 自身の内部とならんで上記ゴート人の残党にその起源を見ようとするかのようである²⁵⁾。ともあれ ostrogoti の残党の有無に拘わらず、東ゴート王国の建国は Odoacer の

クーデターとともに、イタリア史のなかで後世に劃期的影響の尾を引かないエピソード的なものとされている²⁶⁾。それは Odoacer のにしろ、東ゴート王国のにしろその支配体制が急速に崩れ去ったからだけでなく、かれらの支配がローマ帝国末期の体制をそのまま継承するもので、なんら革命的な変革を伴わなかったからである²⁷⁾。もちろんその際かれらの人口数の圧倒的少なさがまた注目される。Theoderich に率いられてイタリアに侵住した ostrogoti はその族民全体ではなく、戦士の数4万、家族を含めた総数が30万を出なかったろうといわれる。もっとも Salvioli によるとかれらは Theoderich の善政により、50年後のローマ攻囲の時には、戦士が15万、総人口が60万にふくれ上っていたとされる²⁸⁾。彼はまた帝国末年にイタリアがゆゆしく荒廃し、その人口の減少が著しかったことを強調して²⁹⁾、イタリアの総人口をせいぜい500万と見るが³⁰⁾、つまり ostrogoti の場合イタリア人口の10パーセントに満たないものが荒廃した土地のひろがるイタリアの地に分散的に入住したわけで、ましてゴート戦争で大きな痛手を蒙った後に、生き残った者がイタリアに残留したとしても、イタリアの住民構成上認めるに足りるだけの要素をなしたとは思えない。Salvioli は入住した ostrogoti の数のすくなさを指摘しながら、その小人数が50年の短い間に、新支配を全イタリア人に感じさせ、その法律や制度を以て影響を及ぼし得たとは思えない³¹⁾といている。むしろかれらもまた早く入住して来た他の barbari 同様、周囲の romani の中に姿を没して行く運命にあったのではないか³²⁾。

注

- 1) P. e. L. Salvatorelli : *Sommario della storia d'Italia* (Torino, 1955 12° ed.) pp. 4 sgg.
- 2) ギリシア人の植民都市建設と前後して、サルデーニャやシチーリア西部にフェニキア人(カルタゴ)の植民が行なわれた。Salvatorelli : l. c. p. 7.
- 3) たとえば T. Frank が『ラテン碑文集』第2部と第3部に収録されている13,900の碑文に出て来る名前を分類し4,485人の明白にローマ生まれの者のうち83パーセントの3,723人が明らかに外国系の者であることを実証しながら、古代ローマにおける甚しい人種混淆を説いているのに注目されたい。T. Frank : 'Race mixture in the Roman Empire in "American Historical Review" Vol. XXI n. 4 (1916) p.

691. この論文はチェーンバース編弓削達訳『ローマ帝国の没落』（創文社刊1973年）97ページ以下に邦訳されている。
- 4) 拙稿「イタリア史の一特殊性」『日伊文化研究』IV（1958年）21ページ。および栗生武夫「中世イタリアにおけるローマ法の運命」東北帝国大学法文学部十周年記念『法学論集』663～4ページ参照。
- もちろん Mommsen の指摘するようにゲルマン人の混住の著しかったところでは romani のゲルマン化が注目されよう。A. Dopsch : *Wirtschaftliche und Soziale Grundlagen der Europäischen Kulturentwicklung, I Teil* (Wien, 1923) S. 97 参照。(邦訳がある)
- 5) Dopsch : A. a. O. SS. 99 f. G. Romano-A. Solmi : *Le dominazioni barbariche* (Milano, 1940) pp. 66 sgg. G. Martini : *L'Età Romano-Barbarica* (Milano, 1966) pp. 53 sg.
- 6) C. Cipolla : "Della supposta fusione degli Italiani coi Germani nei primi secoli del Medioevo." in *Rendiconti della R. Accad. dei Lincei Ser. V*, 9, pp. 353 sg (Roma, 1900)
- 7) Dopsch : A. a. O. S. 102, Romano-Solmi : l. c. p. 68.
- 8) Dopsch : ebenda. 次注 9) で掲げる Mazzarino : *Stilicone ecc.* のほか前掲弓削達訳『ローマ帝国の没落』の「人口と人種の問題」および「後期ローマ帝国」の項参照。
- 9) Cipolla : l. c. p. 355 は元老院議員のうちにさえ多くの germani を数えるようになったことを指摘する。Cfr. V. di Gianlorenzo : *I barbari nel Senato romano. ecc.*, in "Studi e documenti di Storia e diritto" Vol. XX, pp. 127. sgg. なお以下に述べる Stilico その他 Germani の動向については Romano-Solmi : l. c. pp. 75 sgg. および S. Mazzarino : *Stilicone* (Roma, 1942) pp. 99 sgg. 参照。
- 10) Dopsch : A. a. O. S. 104 は romani と germani の都市や農村における共同生活振りを指摘し、その間に germani が ローマの文化や技術を新しく身につけ同化する機会を持つ一方、かれらがローマの制度や風俗に影響を与える可能性を有したこと、そして4～5世紀の交にはすでに首都においてさえ、ゲルマン風の流行が見られたことに言及している。Martini : l. c. pp. 21 sgg. は既に3世紀以来属領出身軍人の皇帝即位が頻発する次第などを述べる。
- 11) Dopsch : A. a. O. SS. 105—106.
- 12) G. Salvioli : *Sullo stato e la popolazione d'Italia prima e dopo le invasioni barbariche*, in "Atti reale accademia (scienze, lettere e belle arti) di Palermo" III serii, Vol. V (Palermo, 1900), p. 30.
- 13) Ammiani Marcellini ; XXXI, 9, 4. (cit. in Cipolla : l. c. p. 355. nota 4.)

- 14) Amm. Marcell. XXVII, 5, 15. (cit. in Cipolla : l. c. nota 5.)
- 15) La Notizia dignitatum, ed. Böcking, II, 121, ed, Seeck (Berlin, 1876) pp. 218—19 (cit. in Cipolla : l. c. p. 355, nota 1.)
- 16) Salvioli : l. c. p. 30.
- 17) Salvioli : l. c. p. 58 は初期の侵入蛮族が数も少く, 戦いで疲へいしたり, 病気に仆れたり, 一部は逃げかえり, 一部は死にたえ, 大きな影響を残さなかったとする。
- 18) Cipolla : l. c. p. 359.
- 19) その分割地は ostrogoti (東ゴート) によって受け継がれたという。Cipolla : l. c. p. 374. Dopsch : A. a. O. S. 205. Romano-Solmi : l. c. p. 167.
- 20) Procopius : De bello gothico (ed. e trad. da D. Comparetli) IV, p. 35.
- 21) Cipolla : l. c. p. 383.
- 22) l. c. p. 385.
- 23) l. c. pp. 382 sgg.
- 24) Salvioli : l. c. pp. 30—31.
- 25) Cipolla : l. c. pp. 355—6, Nota 6.
- 26) Cipolla : l. c. pp. 358. Salvioli : l. c. p. 61. Dopsch : A. a. O. SS. 203 ff.
- 27) Dopsch : A. a. O. SS. 203 ff. Cipolla : l. c. pp. 358, 370 sgg.
- 28) Salvioli : l. c. p. 60. かれらの人口数の検討に関しては Cipolla : l. c. p. 370 とくに nota (5)を参照。
- 29) Salvioli : l. c. pp. 5 sgg.
- 30) Salvioli : l. c. p. 10.
- 31) Salvioli : l. c. p. 61.
- 32) Salvioli : ibid.サルヴィオーリによると, イタリアの荒廃ぶりは侵住 germani をさえ, そこに居たたまらなくする呈のもので, それ故 visigoti や vandali なども立ち去って行ったのであり, (Salvioli : l. c. p. 33.) また慣れないイタリアの風土によく適合出来た者だけが生き残り得た (l. c. p. 30) という。
E. Sestan : La composizione etnica della societa in rapporto allo svolgimento della civiltà in Italia nel secolo VII (1957年に Spoleto の初期中世国際研究週間で行なわれた講演で, 同学会報告集 Atti Vol. V. pp. 649 sgg. に発表されたもの) in "Id. : Italia Medievale" (Napoli, 1967) pp. 23 sg. は七世紀イタリアのきわめて複雑な人種構成のなかで romani が圧倒的多数を占めたという。

II

初期の流入者から ostrogoti に到るまでの germani がそれとして顕著な痕

跡をイタリアに残すことがなかったのは、上述のとおりであるが、568年イタリアに侵住し来り、571年パヴィーアに都して王国を建てた *longobardi* の場合は、同じように簡単にかたづけられるわけにはいかないようである。それは *longobardi* の侵住が東ローマ帝国の支配から北中部イタリアの大半を武力的に奪取するようなやり方で荒々しく行なわれ、かれらの建国により古代ローマ的伝統との切断がもたらされ、イタリア史に中世の開幕が具現されたとされるような画期性が一般に指摘されているからである¹⁾。

なるほど *ostrogoti* も *romani* に対し *longobardi* 同様支配者的立場をとり、軍務は自己部族民に限定して、*romani* をこれから排除した。またアリウス派の信仰を堅持して、宗教的にも *romani* と一線を劃した²⁾。むしろ東ゴート王国が有した *romani*, *germani* 両民族間のこの二重性が同王国の崩壊を早め、半世紀余りしか持続させなかったのである。そしてその早い崩壊がまた *ostrogoti* の影響を後に残させなかったといえる。これに対し *longobardi* の場合、少くともその王国支配が200年余り続き、さらにスポレート公国やベネベント公国はじめ *longobardi* の公国で王国の滅亡後も永く存続したもののあったことが、かれらの痕跡や影響を他の *germani* と比較を絶して残すことになった³⁾。 *longobardi* の場合も侵住者の数が少なかったことは同様であった。婦女子を含めてせいぜい20万前後の *longobardi* が2万の *sassoni* の応援のもとに、*sarmati*, *gepidi*, *bulgari*, *suevi* その他の幾つかの小グループを伴ってパノニアから北イタリアに侵入して来たのである⁴⁾。西進して来た *avari* の難を避けてのこととされる⁵⁾。そして上記2万の *sassoni* (*saxones*) は定住の段階に入ったころ、*longobardi* と不和を生じイタリアの域外に立去ったといわれる⁶⁾ が、それはあるいは、イタリアの地が住みにくかったからかも知れない⁷⁾。 *Salvioli* は *longobardi* の侵入直後に猛烈なペストの流行があり、それは *longobardi* から侵入者の上をも襲ったろうという⁸⁾ 要するにははじめからすくない数が戦いや疫病によりさらに消耗したことは確実のようである。グレゴリウス一世大教皇もその書翰 (XI, 47) で、*longobardi* がかれらの数に比して圧倒的に多い *italiani* によってとり囲まれていたことを報じている⁹⁾。

だがしかし、東ゴートの場合と異なるのは、longobardi がいちおう国王を戴いていても35人の dux (のちに呼ばれた公、現代ドイツ語でHerzog) の率いる小民族集団に分かれて、それぞれ各地の侵略に競いたち、主要な都市を占拠し反抗する都市の支配層を殺りくして、かわってロンゴバルドの公国支配をその都市領域 (civitas) に樹立したことである¹⁰⁾。東ゴートはあくまでもローマ帝国の傘下に王国を樹立したのであり、文治に romani が起用されたのも当然のことといえる¹¹⁾。これに対して longobardi の王国や公国で romani が行政に起用されることがあったとしても、それは単にロンゴバルドの支配への奉仕に過ぎなく、既存の都市の役職が公国の支配に利用されていても、それらはローマ帝国の支配体制とは何のかかわりも持たない存在になっていたのである¹²⁾。

また arimanni と呼ばれた longobardi の戦士が fara という多分に氏族的結束の名残りを残した小集団をなして、屯田兵的に要所々々に集団入住をさせられていることが注目される¹³⁾。古代末期に影をうすくしていたイタリアの中・小農民層がかれらにより有力に補強されたことは疑えないし、また dux や gastaldi (王領管理官) に随って都市に入住した arimanni により、都市の中堅市民層が補強されたであろう¹⁴⁾。かくて侵住に伴う混乱が一段落した後、longobardi により社会の堅実な発展の基礎が固められたであろうことは否めない¹⁵⁾。さらに北・中イタリアにおける封建制の成立について、古代末期にイタリアで自生的に形成された荘園制やフランクの封建制の影響などとならんで、ロンゴバルドの主従制もその重要な構成要因であったろう¹⁶⁾。またイタリア独特の中世都市コムネの形成にあたって、後述するようにロンゴバルドの陪臣級下級貴族出自の者の果たした役割は大きいのである¹⁷⁾。Muratori はそうした点に注目して、中世イタリアの源流はギリシア・ローマの古典古代に発せず、longobardi 侵住をこそイタリア中世史の原点に据えるべきであるとするのである¹⁸⁾。

さてしかし、衰微の底にあったとはいえ、かつて高度な先進文化の栄えた土地に、その住民の何パーセントにも満たない数のしかも遅れた文化段階の者が入住して来たのである¹⁹⁾。longobardi がかれらの民族的特性による影響をどこ

までもたらし得たかは大いに問題とされよう。むしろそこではかれらのローマ的なものへの適合ないし融合が主題となるべきかも知れない。Salvioliはlongobardiの自由民層がromaniに吸収されたことを指摘し、かれらの言語が消えたようにかれらの血もラテン系に圧倒されて消えたという²⁰⁾。そしてまた、longobardiとromaniの融合は新イタリア民族の成立と信じられているが、それはむしろ前者におけるゲルマン的特性の喪失と退廃であったともいう²¹⁾。12世紀の北伊を訪れたフライジングンのオットは、その地をlongobardiの土地すなわちロンバルディアと呼びながら、そこに住みついたlongobardiがromanitàとの融合過程にその民族の独自性を喪失し、その文化も政治生活もともにまったくローマ的になっていることを発見している²²⁾。

longobardiのローマ化に対し、一種の国粹主義的立場からlongobardiの法慣習を成文化したRotari王の法典²³⁾さえ、それはラテン語で綴られ、その構成や表現法にユスティニアヌス法典の影響が認められ、また内容的にも明らかにかれらの法慣習に由来しないと見られる規定がいくつか含まれているとされる²⁴⁾。そしてロンゴバルド法へのローマ法の影響は、その後Grimoaldo王やLiutprando王の法令ではいっそう顕著になるのである²⁵⁾。

こうしたローマ化の前提として、またローマ化と併行して、longobardiの改宗がある。つまりアリウス派の異端からローマカトリックへの改宗である。この道は初代の王(イタリアでの)Alboinoの後を継いだClefが暗殺に仆れたのち、10年(12年という説もある)の空位時代を経て王に推戴されたAutari(在位584—590)が后としたバヴァリア王女Teodolindaとグレゴリウス一世大教皇との協調によりまず緒につけられた。Teodolindaがカトリック信者であることに眼をつけたグレゴリウスは彼女に自らの対話体の著書「聖者伝」4巻をおくり、彼女を通じてlongobardiの改宗を計ったのである²⁶⁾。Autariの死後、彼女が夫とした次代の王Agilulfo(在位591—615)は自ら改宗こそしなかったが、彼女の願いを容れて、カトリック教会に多くの寄進を行い、またその司教の權威の恢復を計ったといわれ²⁷⁾、王子たちにカトリックとしての受洗を許してもいるのである²⁸⁾。もっとも先代の王AutariはAlboinoの例にならって、

longobardi がカトリックの洗礼を受けることの禁令を發布しているが²⁹⁾、その彼も即位とともに Flavius というヴェスパシアヌス帝家にまつわる呼称を唱え、自らをローマ帝権の継承者に擬している³⁰⁾。Alboino や Autari のカトリックによる受洗に対する禁礼そのものが、見ようによってはそうしたことがしばしば行なわれたことに対する対応措置とも見られ、longobardi の改宗の進行を裏がきするものといえなくもないようである。longobardi は概して宗教の如何に余りこだわらなかつたといわれ³¹⁾、ことに東ローマ皇帝レオンとグレゴリウス二世教皇との間にイコクラストの紛争が起つたときは、東ローマ帝国の教皇に対する圧迫に対し教皇を支援する態度をとっているのである³²⁾。そしてこの支援関係がロンゴバルド王国とローマ教皇権との宥和を進め、改宗をいっそう促進し、romani と longobardi の融合をおし進めたことは否めないのではないか³³⁾。かの村落定住の単位をなした fara の名にちなむ地名³⁴⁾ や個人の名前その他若干の普通名詞などにかかれら固有の呼称を残してはいても³⁵⁾ 自分たちの言語を忘れ去つたといわれる longobardi である³⁶⁾。

注

- 1) Origo gentis Langobardorum, in "Monumenta Germaniae Historica. Scriptores rerum Langobardicarum et Italicarum", a cura di G. Waitz, (Hannova, 1978) による longobardi の出自, そして Pannonia から更にイタリアへの侵住経過などの要を得た最新の概観は P. Delogu: Il Regno Longobardo, in "Storia d'Italia Vol. I (Torino, 1980) pp. 3 sgg. 参照。そこでは germani 諸族の間でも獐猛さで知られた longobardi (《Langobardi, gens etiam germana ferocitate ferocior》) が, Alboino に率いられて北イタリアの侵住のはじめはかなり温和な秩序だった進入ぶりであったこと, (Paviaでは激しい抵抗にあい, これを攻略しているが, それはフランクに対して東ローマ帝国政府との協定の存在を想わせること, しかし Alboino が暗殺に仆れたのち王に選立された Clefi のもとで東ローマ帝国との通謀を疑われたポー河流域地方のローマ貴族たちが誅戮されたこと, さらにその Clefi が間もなく暗殺されたのち諸公分立時代にいたる事情, とくにその間の longobardi 内部分裂の状況などが要を得て概観されている。また Dopsch: A. a. O. SS. 207 f. も longobardi の侵住に関する要を得た概観をおこなっている。侵住に際してのかれらの亡状に関しては Salvioli: l. c. pp. 37 sg. 参照。

イタリア中世史の起点として longobardi 侵住建国の意義を画期的に認めたのは

イタリア中世史の権威 L. Muratori (*Rerum italicarum scriptores*, 28 voll. 1723—38, *Antiquitates italicæ mediæ ævi*, 6 voll. 1738—42, *Annali della storia d'Italia*, 12 voll. 1744—49. *Dissertazione sopra le antichità italiane*, 3 voll., 1751—55. ecc.) である。その点の指摘に関しては、G. Falco : *La questione longobarda e la moderna storiografia italiana*, in “*Atti del 1° Congresso di Studi longobardi*” (Spoleto, 1952) pp. 156 sg. この論文はのちに in “*G. Falco : Pagine sparse di storia e di vita* (Napoli, 1960) に再録。また G. Fasoli : *I Longobardi in Italia* (Bologna, 1965) の *Premessa* とくに p. 6 も参照。

なお longobardi の侵住建国がイタリア史に対して持つ画期性の一つとして、これによりイタリアの統合性が失われ、longobardi 地域(北・中部)とビザンティン支配地域(南部)との分裂、さらにのちにはフランク支配地域と longobardi 支配残存地域(スポレート・ベネベントなど)そしてビザンティン領との三分裂が生じたことが挙げられる。D. L. Tosti : *Storia della Lega Lombarda* (Roma, 1886) pp. 36 sg. は ostrogoti に対して longobardi の *la vera barbarie* 振りを、またかれらにより *comuni* (自治都市) が消滅させられたこと、しかしかれらは少数で全イタリアを征服出来なかったこと、かれらの侵住はまさに *invasioni* で、かれらは *conquistatori* (征服者) ではなかったことなどを指摘する。

- 2) Cipolla : l. c. p. 375. Romano-Solmi : l. c. pp. 169 sg. 195 sg.
- 3) Muratori は *barbari* がその侵入に際し与えた損害を償うには、かれらの数が多くかつかれらが定住することが必要であったが、定住は longobardi のそれまで起らなかったという (Salvioli : l. c. p. 58)。なお *goti* と longobardi のこの点での差については、E. Rota : *Introduzione alla storia del Medio Evo*. 7, *Nazionalità e cozzo di stripi*, in “*Questioni di Storia Medioevo*” (Milano, 1945) p. LI.
- 4) A. Tagliaferri : *I Longobardi nella civiltà e nell' economia italiana del primo medioevo* (Milano, 1965) p. 48. Salvioli : l. c. p. 63. Fasoli : l. c. pp. 48 sgg. Paulus Diaconus : *Historia langobardorum* (ed. da Bethmann e Waitz in M. G. H., *Scriptores rerum langobardicarum et italicarum*) [以下に P. D. : H. L. と略記] Libro II, cap. 8, Cap. 9 に Alboino 王が longobardi の族民を率いてイタリア国境に入り更にヴェネツィア領に入った次第が記されているが、その数についての記述はない。Pauli Diaconi *Historia Langobardorum* の原文テキストは Gabriele de Rosa : *Questioni e problemi della dominazione longobarda in Italia* (Napoli, 1966) pp. 117 以下に収録されたものにより、また随時 U. Santini による伊訳テキスト P. Diacono : *Storia dei Langobardi* (Cuneo, 1934) を参考にした。なお英訳本としては W. D. Foulke : *Paul the Deacon's History of the Lombards* (University of Pennsylvania press, 1907),

newly ed. by E. Peters (Philadelphia, 1974) がある。

なお longobardi の人数, 伴って来た germani 諸族などについての検討については L. M. Hartmann : *Geschichte Italiens im Mittelalter* (Gotha, 1903) II, 1. SS. 19 f. 参照。F. Schupfer : *Delle istituzioni politiche longobarde*, (Firenze, 1860) p. 83 は戦士の数は2万を出なかったろうという。A. Doren : *Italienische Wirtschaftsgeschichte* (Jena, 1934) S, 205. Cipolla : l. c. p. 393 C. Cattaneo : *La città considerato come principio ideale delle istorie italiane* (Firenze, 1931) pp. 80 sgg などとも数のすくなさを指摘。

- 5) Tagliaferri : l. c. p. 47. Cfr. Hodgkin : *Invadors of Italy* (London, 1914) Vol. V. pp. 137—8.
- 6) P. D. : H. L. III, 6.
- 7) germani 侵略前後のイタリアの荒廃ぶりについては Salvioli : l. c. pp. 32 sgg.
- 8) Salvioli : l. c. p. 68. 洪水やペストの流行に関しては P. D. : H. L. II, 26, III, 23. IV, 4. なお, 教皇グレゴリウス一世やトゥールのグレゴリウスらの証言もある (Cfr. Salvioli : l. c. p. 68 nota 1.)。
- 9) Gregorio Magno : *Epistole* XI, 47 in M. G. H. *Epistolae* I. なお, italiani 自体が大いに人口を減じており, 森林や湿地で隔てられた広大なイタリアの土地のそこそこに分散的に居住していた事実を見おとすべきではない。(Salvioli : l. c. p. 67).
- 10) P. D. : H. L., II, 32. Cfr. Hodgkin : op. cit. pp. 164—188. Fasoli : l. c. pp. 49 sgg., ロンゴバルディが都市を重視し, そこを支配や防衛の拠点にしたことの指摘はたとえば Fasoli : l. c. p. 57. Dopsch : *A. a. O.*, II SS, 361 f. Romano-Solmi : l. c. pp. 271 sgg.
 なお P. D. : H. L. II, 32 によると duces の数は35だが, Hodgkin (op. cit., pp. 185—188) は H. Pabst : *Geschichte des langobardischen Herzogthums*, in *Forsch. z. deut. Gesch.*, II (Göttingen, 1862) s. 437 のリストに従って duces の数を36とする。Pabst の表には恐らくのちに公によって占められた都市が含まれているのであろう。
- なお, Bognetti は longobardi が Pannonia 在住時代東ローマ帝国と協調関係にあり, イタリア入住当初は少なくともその協定が持続されていたとする。(第五回初期中世史研究週間における Sestan の講演への *Discussione* での発言, *Atti di sudetto Congresso*, pp. 704 sg.)。
- 11) Cfr. R. Caggese : *L'alto medioevo* (Torino, 1973) pp. 23 sgg. Cipolla : l. c. pp. 374 sgg. Romano-Solmi : l. c. pp. 161 sgg.
- 12) Tagliaferri : l. c. pp. 49 sgg. Cfr. G. Pepe : *Il Medio Evo Barbarico d'Italia*

- (3° ed. Torino, 1945) p. 93. Romano-Solmi : l. c. pp. 314 sgg. P. S. Leicht : *Storia del Diritto Italiano* (Milano, 1950) p. 64. Cattaneo : *Le città etc.* p. 86. ロータリ王の法典 343, 344, 346 条はそれぞれ *Conventus ante ecclesiam*, *Consuetudo loci*, *fabola inter vicinos* を公認している。それは古代以来の都市自治の一部遺制かも知れない。しかしそれらを以て、都市の役職の一部に *vecchio titolo romano* が残っている (Fasoli : II, p. 47) 事実とともに、ローマ支配の連続の証拠とすることは固より出来ないであろう。
- 13) Cfr. E. Mayer : *Italienische Verfassungsgeschichte*, I Bd. (Leipzig, 1909) SS. 1 ff. Doren : A. a. O., SS. 86., 204 f. Tagliaferri : l. c. p. 49. Fasoli : l. c. p. 51. F. Schneider : *Die Entstehung von Burg und Landgemeinde in Italien*, (Berlin, 1924) SS. 71 ff. G. P. Bognetti : *Arimannie e Guariganghe*, in "L' Età longobarda" Vol. I (Milano, 1966) pp. 3 sgg. Delogu : l. c. pp. 19 sg.
- 14) Fasoli : l. c. pp. 113 sgg. 「かれらはパードヴァ・フェルラーラ・マントヴァ・クレモーナのような多くの破壊された、あるいは荒廃した諸都市の再建のための核的住民層を構成した」と Doren は云う。(Doren : A. a. O. S. 205.)
- 15) arimanni が北・中部イタリアのその後の社会構成に及ぼした諸影響については拙稿「封建危機とそれへの対応におけるイタリアの特殊性」西洋史学 XI (1951) 27ページ以下参照。
- 16) 拙稿「封建的危機云々」とくに34ページ以下参照。また G. Fasoli : *Introduzione allo studio del feudalesimo italiano* (Bologna, 1959) [以下に Fasoli II] pp. 71 sgg. E. Sestan : *L'Italia nell'eta feudale*, in "Questioni di Storia Medioevale" pp. 80 sg. F. Cusin : *Dal Regno germanico all' Impero restaurato*, in "Questioni di St. Med." p. 12. L. Salvatorelli : *L'Italia comunale. Storia D'Italia Illustrata* Vol. IV., p. 169 はフランク人が高級封建貴族層を占めたのに対して longobardi が中・下級封建貴族層を構成したという。
- 17) 前掲拙稿「封建的危機云々」39ページ以下参照。Doren : A. a. O. S. 247. なお Bognetti : *Arimannie nella città di Milano*, in *Suo "L'età longobardia"* Vol. I, pp. 35 sgg. を参照。
- 18) Muratori は *Dissertazioni sopra le antichità italiane* 3 voll. (1751—55) の中で「われわれは古代ギリシア人やローマ人の子孫ではなく、中世の子である」というが、イタリア史の出発点を中世に、そして中世の基点を longobardi の入住に置くのは、彼の主要作品のすべてを支配する重要モチーフである。(Cfr. G. Falco : l. c. pp. 156 sg.)
- 19) たとえば Padova のように侵住にあたりかれらが破壊し、更めて都市を再建したようなところでは longobardi が住民の多数を占めたであろう。Cfr. Salvioli : l.

- c. p. 69. 何処でもかれらが少数であったとは限らない。
- 20) Salvioli : l. c. p. 69. Romano-Solmi : l. c. pp. 374 sgg. Cipolla : l. c. pp. 412 sg. 417. はしかし、ロンゴバルド王国の崩壊までは融合はないとする一方、その後もかれらの民族的中心が維持されたとする。
- 21) Salvioli はしかし、longobardi の貴族層は血の純粹を維持し、封建貴族の中心となってイタリアに君侯的家門を設立したとする。Salvioli : l. c. pp. 68 sg.
- 22) Otto von Freisingen : Gesta Friderici imperatoris, Mon. Germ. Hist., Script., XX, SS. 396—7.
- 23) Rotari はその法典序文でイタリア建国以前にさかのぼって longobardi 族の王を初代 Agilmund から名を挙げて数え、自らを第十七代の王とし、民族の伝統を誦い上げる姿勢を示している。Cfr. Edictum Rotharis, in “F. Beyerle : Leges Langobardorum” SS. 643—866. (Witzenhausen, 1962)
- 24) Cipolla : l. c. pp. 403 sg. P. Villari : l. c. p. 310.
- 25) Cipolla : l. c. P. S. Leicht : Elementi romani nella costituzione longobarda, in “Scritti vari di storia del diritto” (Milano, 1943) p. 1 e Passim.
- 26) P. D. : H. L. IV, 5.
- 27) P. D. : H. L. IV, 6. そこでパウルス=ディアコヌスは Agilulfo 王が改宗したかのように ‘et catholicam fidem tenuit, et multas possessiones...’ と述べているが、Hodgkin, op. cit., VI, pp. 143—144 はグレゴリウス大教皇とともに longobardi の改宗に尽力し、Teodolinda や Agilulfo 王と交りのあった聖コロンバヌスやグレゴリウスの書簡を検討して、J. Weise (Italien und die Langobarden-herrscher von 568 bis 628, SS. 271~273) とともに Agilulfo 王が、その王子たちにカトリック教徒としての受洗を許したが、自らは改宗していなかったとする。(p. 144. n. 1 も参照)
- 28) 前注 27) 参照。Hodgkin : op. cit. IV, p. 144.
- 29) Cipolla : l. c. p. 406. そうした禁令にも拘わらず Alboino も Autari も決してカトリック教会に抑圧的・敵対的ではなかったことは、C. G. Mor : Contributi della storia dei rapporti fra stato e chiesa al tempo dei Longobardi, in “Rivista di storia del Diritto Italiano” vol. III fasc. 1 (Roma, 1930) pp. 97 sgg.
- 30) P. D. : H. L. Lib. III, cap. 16.
- 31) Romano-Solmi : l. c. pp. 291 sgg. Fasoli : I. pp. 92 sgg. Hodgkin : op. cit. IV, p. 145.
- 32) Romano-Solmi : l. c. pp. 404 sgg. Fasoli : I. pp. 159 sgg. もっとも、longobardi がイタリアに侵住した当時、イタリアでは Tre Capitoli のシスマと呼ばれる教会分裂がおこっていた。すなわち、いわゆる反「三章」派のミラーノやアクイレ

イアの司教たちがローマの司教から分離対立していたのであるが、longobardi はこれら反ローマ司教派のカトリック教徒を支援しているのである。(Fasoli : I. p. 92, Romano-Solmi : l. c. pp. 290 sgg. Mor : l, c. pp. 143 sgg.) そのことは longobardi とカトリック教徒(romani)の一半との和合を示すもので、Treviso の司教はじめ、北イタリアの多くの都市でカトリック系の司教が longobardi 支配下にも存続させられていた事態と符合する。P. D. : H. L, Lib. IV cap. 41 での聖コロンバヌスがロンゴバルド王にねんごろに迎えられ、Bobbio に僧院を建設した記述や、続く cap. 42におけるロンゴバルド王国の多くの都市がアリウス派とカトリック派との両方の司教を有したとの記述は、longobardi のカトリック教会迫害が Lib. II, cap. 32 に記された時期その他の一時的なものであることをうかがわせる、もっとも Teodolinda のカトリック信仰への強い傾斜が、かえってアリウス派国民の反動を呼んだようでもある (Hodgkin : op. cit. p. 150.)

33) Cipolla : l. c. p. 413.

34) F. Schneider : A. a. O. SS. 91 ff. Fasoli : l. c. p. 31.

35) Fasoli : I. pp. 29 sg. は G. Devoto : Profilo di storia linguistica italiana (Firenze, 1960) や B. Migliorini : Storia della lingua italiana (Firenze, 1961) などにそくしてイタリア語に対するロンゴバルド語の寄与を示し、guerra, schiera, stormo, guardia, などの軍事用語, panca, scranna, scaffale などの家具名称, bordo, gherone, nastro, scarpa などの服装品呼び名, その他 arrostito や zuppa そして schiena, gamba, nocca, guancia などをロンゴバルド起源の語として例示する。Sestan : La composizione etnica ecc. in "Italia medievale" (Napoli, 1967) p. 41 は言語学者たちが 280 語のロンゴバルド伝来語の存在を指摘するという。(以後, Sestan : II として引用)

36) Salvioli : l. c. p. 68. は italiani との融合過程に longobardi の人種的特性が失われ、かれらの言語が消えたようにかれらの血もラテン系に圧倒されておわったとする (l. c. p. 69) また, Hartmann (Gesch. It. im Mittelalter, I [Leipzig, 1897]) S. 5 sg. は農村では武人貴族として逞しくロンゴバルド要素が残ったが、都市ではかれらは土着人の大勢の中に呑みこまれてしまったという。Cipolla : l. c. pp. 333 sg. S. Maffei : Verona Illustrata (Verona, 1732) Parte I, libro XI, pp. 303 sgg. も両者の融合における germani 的要素の意義を軽く見る。

L. Salvatorelli : II, p. 169 は紀元千年後に longobardi と romani とは融合して italiani と呼ばれるようになったとする。また longobardi のことばは北イタリアでは九世紀中ごろには消滅し、南イタリアではもっと以前に消えたという。

Cipolla はしかし, germani は先住土着人と離れて住みつくことを好み、それだけ、独自性を根強く維持した (l. c. p. 421) とし、また longobardi はその体臭の

ひどさから嫌われた (p. 412) こともあって, longobardi と romani の融合はロンゴバルド王国の滅亡まで達成されなかったとする。この点 Hodgkin : op. cit., VII, pp. 384—5 もロンゴバルド王国と教皇庁との不和は民族的異和感がその一因でもあったとして, longobardi と romani の分裂状態はロンゴバルド王国のおわりまで持続したとする。

III

マキアヴェッリはその『フィレンツェ史』(Lib. I, 11) でフランク王シャルル(大帝)がロンゴバルド王国を滅し、教皇から西ローマ皇帝に推戴されたことを述べたのに続いて、「その時までにはロンゴバルド族はすでに220年イタリアにあり、その名称以外には外国人とされる点はなくなっていた。そしてシャルルは教皇レオ三世の治世に際し、イタリアに秩序を再建しようと望み、longobardi にかれらが生活をたてていた場所に住むことを許し、その地方(provincia)をかれらの名にちなんで Lombardia と呼ばせた¹⁾」と述べている。フランクがロンゴバルド王国を打倒した時期に longobardi がすでに romani とかなり融合していたことはマキアヴェッリ以前に G. Villani²⁾ や F. Biondo³⁾ も認めているところでマキアヴェッリの見解はなんら目新しいものではないとされる。ただ彼の場合その主張の裏に、G. Falco が指摘するように⁴⁾、いわゆる『ローマ史論』第一卷第十二章(Discorsi intorno alla Prima Deca di T. Libius, I, 12)における彼のローマ教会弾劾と照応するものがあつたのである。すなわち自らはイタリアを統一するだけの實力を持たないが、他の者による統一を阻止するためには十分な力を持つ教皇権が、自らの立場の維持のために繰り返し外国勢力をイタリアに呼びこみ、絶えずイタリアに混乱の種を蒔いたそのことへの非難の意がこめられているのである。すでにイタリア化が進み、イタリアの土地や住民になじんでいた longobardi に対して、かれらによるイタリア統一が期待される時期に、外国勢力であるフランクをけしかけ、ロンゴバルド王国を滅ぼし、イタリアをフランク王権(帝権)による外国人支配下に陥らせたとするのである。

ローマ教会の利己的な政策に対するこの弾劾に対して、すでに早く十六世紀

に C. Baronio (1538—1607) が全く教会的立場に立ってすべてを神意に帰しながら教会の立場を擁護する。彼によると longobardi のイタリア侵住はイタリアに虐政を布いたビザンティン帝国に対する神罰であり、またロンゴバルド王国の崩壊は、教会との抗争を躊躇しなかったロンゴバルド王の領土慾に対する神罰で、フランク王の干渉とフランク王の領土寄進による教皇国家の成立は神意に應えるものであったのである⁵⁾。もちろん教会べったりの彼の主張は少くとも歴史学者の間では多くの支持を見出すことは出来なかった。ことに多少とも啓蒙思想の影響を汲んだ十八世紀の思想家たちは、『三重冠』の著書で有名な P. Giannone に見られるようにマキアヴェッリに近い見解を抱いた⁶⁾。カトリックの信仰に忠順な L. Muratori できさえその合理的・実証主義的立場から Baronio の天啓論には与みしない、老大なイタリア中世史料集の編纂者である彼は、その該博なイタリア中世史への通暁を踏まえて、上述のようにイタリア中世史における longobardi の存在の重要性を強調し、教皇がフランク王国をロンゴバルド王国打倒のためにイタリアに呼びこんだことに対し、それは古代ローマの伝統維持とイタリア住民の民生保護のためであったとする意義づけを正面から拒否するのである。もちろん彼は厚信のカトリック教徒として Giannone や Fumagali, Dennina らのように⁷⁾、ロンゴバルド王国に向けてフランク王国をけしかけた教皇の世俗的野心を正面きって告発はしない。しかし、ピピンの王位篡奪を正当化したり、シャルル（カール）に帝冠を贈ったりする一方、フランクから世俗的統治権を行使する対象としての領土を贈られ、いわゆる教皇国家を手に入れた教皇の世俗的関心を客観的に事実として認めるのである。そして longobardi の侵住がそもそも荒々しいものであったことを十分認めたらえて、ロンゴバルド王国の支配下にローマ法が決して死滅しなかったこと、聖職者たちがローマ法に依拠していたこと、また longobardi のカトリックへの改宗とともに longobardi と romani の融合が進んだことを是認するのである⁸⁾。

Fumagali や Dennina は腐敗し、頽化した末期ローマ帝国社会の遺制や圧制的なビザンチン帝国の支配より、ロンゴバルドの支配の方がはるかに望まし

いものであったこと、ロンゴバルド諸王が公正さと簡素さのうちに善政を以て統治したことを強調するが⁹⁾、十八世紀の自然法思想の興隆の中で、longobardiの蛮族性がかえって理想化され、好感を以て迎えられたことは否めない¹⁰⁾。

これに対し、19世紀を迎えローマン主義が興隆し、民族主義的な思潮が強まる一方、自由主義の抬頭がこれと併行するなかで、カトリック自由主義の思想が新教皇党 (neo-guelfi) と呼ばれる思想家たちを生み、かれらにより longobardi の romani との融合説に対し、有力な異論が呈示される。もちろんかれらも両者の融合を最後まで否定するのではない。フランクがロンゴバルド王国を滅ぼした時点における融合、すなわちマキアヴェッリが「longobardiはその時まで220年イタリアにあって、その名称以外に外国人とされる点はなくなっていた」とする点に反論するのである。neo-guelfismoは十九世紀初半のリソルジメント運動の中で、教皇をイタリア自由諸邦の連邦の総裁に戴き教皇の指導下にイタリアの解放と統合を達成しようとする理想ないし思想動向で¹¹⁾、その立場からはマキアヴェッリの上述の教皇権弾劾を黙認して過ごすわけに行かないのである。クローチェはこうした思想風土の中で A. Manzoni を筆頭に C. Troya, G. Capponi, C. Balbo, V. Gioberti, L. Tosti, N. Tomasseo, M. Tabarrini ら一連のカトリック自由主義者たちによって、極めて党派性の強い立場からロンゴバルドの蛮族支配に対し、ローマ的伝統とイタリアの自由と独立との防衛者としての教皇の役割が強調されたことを指摘する¹²⁾。彼によるところした主張の先頭を切ったのは Manzoni である¹³⁾。フランク王シャルルのイタリア攻略に抵抗して、父王 Desiderio (ロンゴバルド王国最後の王) を扶けて奮戦し、またビザンティン皇帝と結んでフランクの進攻を防ごうとも画策したロンゴバルドの王子 Adelchi の苦闘の生涯を主題として悲劇「アデルキ」を書いた Manzoni の主要モチーフは、敗れた被征服民族の悲惨な運命である¹⁴⁾。それはかつて longobardi に征略された romani の運命であった。Manzoni は Adelchi の注釈のため書いた *Discorso sopra alcuni punti della storia longobardia in Italia*¹⁵⁾ で、侵略者 longobardi に対する楽観的な見方

をきびしく批判し、longobardiの荒々しい取扱いに痛めつけられたromaniの運命を強調するのである¹⁶⁾。その主張は史実を踏まえた歴史学的所論ではなく、一種の哲学的主張だといわれる¹⁷⁾が、民族の成立を征服者を中心に見ないで、被征服者の運命に注目して論じようとする傾向は、フランス＝ローマン主義の抬頭の中で、フランスにおいて貴族中心のこれまでの民族史を離れ、市民すなわち第三身分に焦点を据えた民族史への志向が生まれ、BoulainvilliersやDubosを先駆者として、Chateaubriand, Thierry, Guizotらにより第三身分の成立を被征服者たちの運命にそくして見る観方が生まれたことの影響を汲み取ることとされ、ManzoniにThierryの影響が色濃く認められることが指摘される¹⁸⁾。しかし一方では、やがて小説I promessi sposi(婚約者)を書くManzoniが、スペインやオーストリアの圧制的な支配に虐げられるロンバルディア地方の現実を眼前に、征服者と被征服者の関係の厳しさを噛みしめながら、外国人征服者すなわちlongobardiの穏和な善政がvincitoriとvintiすなわちromani(彼はこれをitalianiと呼ぶ)とを融和させたという説を夢物語として拒ける先入感を強く抱いていたことも否めない。彼によるとlongobardiとitalianiとはそれぞれ別々のpopolo(国民)を構成し、決して融合せず、フランクがイタリアを征略したとき、longobardiは同じgermaniとしてむしろこのフランクと融合したのであり¹⁹⁾、かれらが構成する領主層に対して、コムネの成立すなわち中世都市自治政府の形成が第三身分としてのitalianiの復権rivendicazioneなのである²⁰⁾。

Manzoniの一種の民族哲学を実証的歴史家として歴史学説に仕上げたのがC. Troyaである。1784年ブルボン王朝下のナポリ王国に、皇后マリーア＝カロリーナの侍医の子として生まれた彼は、穏健な自由主義者として1820年のカルボナーリの立憲革命を支持し、革命がオーストリアの武力干渉で圧殺される3月5日に先立つ17日間だけではあるが革命政府の下でバジリカータ州の知事を勤めた。ブルボン専制政治の復活で当然彼は追放される身となったが、さしあたって反動により追求されることはなかった。しかし24年に自ら亡命し、イタリア各地の古文書館・図書館・教会・僧院を歴訪する旅を続けながら歴史研

究にうちこみ、その成果を *Storia d'Italia nel Medioevo*, 4 Voll. (Napoli, 1839—55) ほかとして公刊した²¹⁾。

- 1) “Erano stati i Longobardi dugento trentadue anni in Italia, e di già non ritenevano di forestieri altro che il nome; e volendo Carlo riordinare la Italia, il che fu al tempo di papa Leone III, fu contento abitassero in quegli luoghi dove si erano nutriti, e si chiamasse quella provincia dal nome loro Lombardia” N. Macchiavelli: *Istorie fiorentine* [Biblioteca di classici italiani, diret. da C. Muscetta] (Milano, 1962) p. 93.
- 2) G. Villani: *Cronaca*. (cit. in Falco: l. c. p. 153)
- 3) F. Biondo: *Historiarum ab inclinatione Romanorum decades*, (Venezia, 1483, 1484) (cit. in l. c.)
- 4) Falco: l. c. p. 153. Cfr. Fasoli: I, 3.
- 5) C. Baronio: *Annales ecclesiastici* (1588—1607). aa. 568 e 774. (Falco: l. c. pp. 154—6. Fasoli: I. p. 4—5. による。) なお, longobardi の融合・非融合をめぐる論争の概要は, Fasoli: *Dalla “civitas” al Comune* (Bologna, 1961) (以下に Fasol: IIIとして引用) pp. 31 sgg. Cap. II, 1にも詳しい。
- 6) P. Giannone: *Storia civile del regno di Napoli* (Ia ed. 1723) lib. V. Cap. 4. Cfr. Fasoli: I, p. 6. G. De Rosa によると反教皇的立場の歴史学は Giannone (1676—1748) において頂点に達するという。(De Rosa: l. c. p. 9.)
- 7) A. Fumagalli (1728—1804) の著書は *Delle antichità longobardico-milanesi*, 1792—93, 4 voll. C. Denina (1731—1813) の著作は *Rivoluzione d'Italia* (1768—72). Cfr. Falco: I, pp. 157—9.
- 8) L. A. Muratori: *Dissertazioni sopra le antichità italiane*, trad. it., Roma 1790, Tomo 1, parte II. pp. 8, 15. Id. *Annali d'Italia*, Milano 1754, Tomo IV. anno 774, pp. 362—3. anno 800, pp. 440—41. Cfr. De Rosa: l. c. pp. 8—9. Falco: I, pp. 156—9.
- 9) 前注⑦参照。
- 10) Falco: l. c. p. 158.
- 11) 拙著『イタリア民族革命』(吉川弘文館, 1976年) 137頁以下参照。
- 12) B. Croce: *Storia della Storiografia Italiana nel secolo XIX* Vol. I (Bari, 1921) pp. 126 sgg. なおこれに関連した記述は L. Bulferetti: *La Storiografia italiana dal Romanticismo al Neo-Idealismo*, in “*Ouestioni di Storia Contemporanea*” Vol. III (Milano, 1953) pp. 24 sgg. を参照。
- 13) Croce: l. c., p. 128. Fasoli: I, pp. 2 sgg.

- 14) Falco : l. c. pp. 11 sgg. Fasoli : I, p. 2. Fasoli : III, pp. 32 sgg.
- 15) A. Manzoni : Tutte le opere di A. Manzoni (Firenze, 1946) p. 335.
- 16) Croce : l. c. p. 128. Falco : l. c. pp. 160 sg. G. De Rosa : l. c. pp. 13 sg. Manzoni にとっては、イタリア統一の使命をロンゴバルド王国に期待し、それを滅ぼしたからイタリア統一が達成されなかったとするのは、仮定の上に立つたんなる夢想としか想えなかったのである。
- 17) Croce : l. c. p. 128. Falco : l. c. p. 161. Fasoli : I, p. 8.
- 18) G. de Rosa : l. c. p. 13. Falco : l. c. p. 161.
- 19) Manzoni : l. c. pp. 151 sg. 340 sgg. Cfr. Cipolla : l. c. p. 391. Fasoli : I, pp. 9. sgg.
- 20) G. de Rosa : l. c. p. 17. Croce : l. c. p. 128.
- 21) G. Del Giudice : Carlo Troya. Vita pubblica e privata, studi opere con appendice di lettere inedite ed altri documenti, Napoli, 1899; pp. 12 sgg. 彼の主要作品は他に Del Veltro allegorico di Dante (1825), および Del Veltro allegorico dei ghibellini (1832) などがあり、また彼が C. Balbo に宛てた書簡は Enrico Mandarini : Della condizione de' romani vinti dai longobardi e d' altre questioni storiche (Napoli, 1869) に集録されており、本書と彼の著書 Storia d' Italia nel medioevo, Vol. I (Napoli, 1839—43) に含まれている "Discorso delle condizioni dei romani vinti dai longobardi e della vera lezione di alcune parole di Paolo Diacono" が本論文の主題にかかわる Troya の主張の主な展開の場である。Cfr. Gabriele De Rosa : l. c. pp. 24—25. Fasoli : III, p. 34.

IV

Troya はカトリック自由主義の立場に立って、neo-guelfi の一人に数えられ、リソルジメントにおけるその革新思想はかなり穏和なものである。しかしナポレオン時代に侵略者フランス人の支配下におかれたナポリ王国の運命を直接体験したせいか、外国人支配に反撥する彼の民族感情には強烈なものがある。神聖ローマ皇帝ハインリヒ七世のイタリア征覇にイタリア復興の期待をかけたダンテを外国人支配を受容するものとして弾劾する彼は²⁾、longobardi の侵住建国がイタリアにもたらした侵害をきびしく断罪する。その際彼の主な論拠となったのは Paulus Diaconus が longobardi と romani との関係を叙し

た問題の文章である。すなわちそれは彼の *Historia Langobardorum*, Lib. II, c. 32 のうちの “his diebus multi nobilium Romanorum ob cupiditatem interfecti sunt. reliqui vero per hospites divisi, ut tertiam partem suarum frugum Langobardis persolverent, tributarii efficiuntur.” (1)

と、同書の Lib. III, c. 16 のうちの

“populi tamen adgravati per Langobardos partiuntur.” (2)

以上のふたつの文章である。

(1)は、前章で初代の Alboino 王の死後、貴族中の有力者 Clefi が Ticinum すなわち Pavia で王に推戴されたこと、そして有力ローマ人の多くが殺されるか、イタリアから追い出されたこと、しかし1年半在位ののち Clefi も従者の手にかかって暗殺されたことが叙されたのち、三十三章の前段でその死後10年間 longobardi に王を欠き、Ticinum, Bergamo, Brescia はじめ北イタリアの主要諸都市に35人の dux が割拠したことを記した部分に続く文章である。いちおう「この時期に romani の貴族の多くが諸公の飽くなき貪慾さの故に殺され、残りの者はかれらの収穫の三分の一を longobardi に支払うべく客 (hospites) の間に分配され、tributari にされた」と訳されよう。

そして(2)は10年間の空位時代を経たのち諸公たちが Clefi の子 Autari を王に推戴したこと、そして彼がその権威を示すために旧ローマ皇帝ヴェスパシアヌスやティトウスの家名 Flavius を称したこと、その後歴代ロンゴバルド王がこの Flavius の称を継承したこと、諸公たちが新王のためにそれぞれ所領の半分宛を献じて王領としたことなどを叙した部分に続いて記されているもので、これまたいちおう、「しかし抑圧された(もしくは貢納を課された) populi はかれらのロンゴバルド人客 (Langobardos hospites) の間に分配された」と訳される。そして以下に、「ロンゴバルド王国にこのすばらしいことがあっても早暴行も待伏せもなく、誰も他人を不正に挑発せず、誰も略奪を行わず、盗みも強盗もなく、誰でも好きな処へ安全に恐れなしに赴けた」erat sane hoc mirabile in regno Langobardorum: nulla erat violentia, nullae struebantur insidiae; nemo aliquem iniuste angariabat, nemo spoliabat; non erant

furta non latrocinia ; unusquisque quo libebat securus sine timore pergebant. (Lib. III, c. 16) という文章が続くのである。(1)と(2)の訳文にいちおうという留保をつけたのは、それらの文章中の“reliqui vero per hospites divisi”や“ut tertiam partem suarum frugum”や“tributarii”と“populi adgravati”や“partiuntur”などの語句の解釈をめぐるさまざまな説が立てられ、こんにちなお定説が確立されていないからである³⁾。

さて Troya はこの点で、Muratori に従いすべての romani がかれらの *diritti civili* を喪失したとはいいい切れないとする C. Balbo⁴⁾ を論ばくしながら、Paulus Diaconus の上掲の記述(1)(2)にそくして、すべての romani が収益の三分の一を貢納させられる *tributari* として政治上軍事上の権利を奪われ、裁判上の能力も制限され半隷属農である *aldii* の地位におとされたと論断した。つまり彼は *reliqui vero per hospites divisi* を殺されたり、追放されたりした貴族以外の残りのすべての romani が *hospites* (本来は、古代ローマの駐屯兵制 *hospitalitas* のもとで地主たちが家屋敷や収穫の三分の一を供して給養することを義務づけられた寄寓軍人) として *longobardi* を配分されたと解し、(2)の文章の *partiuntur* (分けられる) を *patiuntur* (そのままに置かれる) と読みかえて、*dux* たちは領土の半分を新王 Autari に献じたが、上述のように抑圧された *populi* つまり romani はその分譲の犠牲となり、さらに抑圧された状態のまま残し置かれたと解釈した⁵⁾。

このように、*partiuntur* を *patiuntur* と読みかえた場合、しかし二つの解釈がなりたつ。すなわち、抑圧された (*adgravati*) romani 一般が、抑圧された状態のままに置かれたと解するか、生産物の三分の一の貢納義務を負わされた (*adgravati*) *populi* はそのまま *dux* たちの手もとに置かれたと解するかである。前者の場合、Hodgkin もいうようにこのあとに続く王国の平安な状態の謳歌と文脈がどうもそぐいにくい⁶⁾。また後者とすると、国王は耕作労働力を欠いた裸の土地を *dux* たちから多く分譲されたことになり、これもまた不自然である⁷⁾。やはり“貢納義務を負わされた *populi* はしかし、ロンゴバルド人 *hospites* (これを *hospes* 「敵」と読む説もあるが) に配分された”とぐらいに訳す

るしかないのではないか。(もちろんその場合、貢納義務を負わない romani のことは何も関説されてないことになる⁸⁾。)

それよりも Troya の説で重要なのは(1)に関連して romani がすべて半自由人の *aldii* にされたとする点である。neo-guelfi の立場としては教皇がフランクをイタリア干渉に呼びこんだことを民生と *romanità* の防衛のためとして正当化する必要がある、そのためには longobardi の抑圧ぶりを強調する必要がある。したがって Savigny⁹⁾ のように *tertiam partem suarum frugum* を全収穫の三分の一と緩く解し、*tributari* を全収穫の三分の一の貢納の義務を負うだけのものとして、そこに隷属の意味を読みとらないで済ますわけにはいかないのである。

さて Troya は romani がすべて *aldii* にされたというこの主張を、Rotari 王の Edict が殆ど romani に関する規定を含んでいないことから裏づける。つまり romani に関しては別に規定しなくても *aldii* に対する規定で十分であったというわけである。しかも *aldii* に対する贖罪金 *guidrigild* が一般 longobardi より安く規定され、しかもその受けとり主が、*aldii* の家族ではなく、*aldii* の主人であるところにその隷属性が如実に現われているという¹⁰⁾。

大同小異の差があり、立論の仕方はさまざまであっても、征服者 longobardi の抑圧のもとで romani がすべて隷属民とされ、両者の間に早い時期の融合が生まれ得なかったとする点で、Troya の主張は neo-guelfi の論者たちによって支持された¹¹⁾。たとえば G. Capponi は、Paulus Diaconus の上掲(II)の文章を Troya のように読むことには反対し、かつその文意不鮮明な文章から何かを結論することは無理であるとしながらも romani は隷属民として征服者の体制から疎外され続けていたことを強調する。彼によると *goti* その他のように romani から土地の分割を受けた場合にはそこに土地所有者相互の *concitadinanza* が生じるが、longobardi のように武力的征覇に続いて三分の一の貢納をとりたてたままであったことは、romani を隷属の立場に陥らせたことになるのである。彼は longobardi と romani は別個の存在として併行的にイタリアに住み続けたという、彼はしかし *l'idea romana* やローマ的諸制度が全くは消

滅せず、なお生き残ったことを認める¹²⁾。

注

- 1) 彼は C. Balbo 宛の1830年12月17日付の書簡で、青年時代ヴォルテール思想にかぶれた言動のあったことを認めるが、20年のナポリ革命を民族の名誉の防衛以外には積極的には支持しなかったとする。(G. De Rosa : l. c. pp. 24 sg. とくに p. 25 n. 3.) そして亡命生活の古文書あさりの中で啓蒙主義的歴史学から実証主義史学への志向の変化がおこったことを自認する (Ibid., pp. 25—27)。
- 2) Croce : l. c. pp. 130 sg.
- 3) この点に関しては植村清之助『中世史の研究』125 ページ以下に詳しい。故植村教授は諸説の検討に先立って次のように概括する。すなわち上掲問題の語句の「意義を解くに多大の困難を感ずるのである。Dopsch 氏は此問題に関する新旧両説を指摘し, duces 時代にローマ人が一般に土地を没収され, 隷農の境地に入ったことを認むる旧説, それは尚 L. M. Hartmann, H. Brunner, L. Schmidt 諸氏によって支持されて居るのを却け, 当時のローマ人は其個人的自由も土地財産をも失わず, 只収穫の三分の一即ち, tertia 貢納の義務を負うたのみであるとする Vinogradoff, Kowalewsky, Halban, E. Mayer 諸氏の所謂新研究に賛同することによって, 簡単に解決を下して居るけれども (Dopsch : a. a. O. Teil I, S. 100—1.) 筆者の見を以てすれば氏のいう所の旧学説も全然拒否すべきものではなく, 新しい諸説もその間に径庭があって一致を見ないのであるから, 尚此の問題は一層の攻究を俟つべきものであらうと思惟する。而も氏の新研究と称するものも, 其結論に於いて “eine allgemeine Enteignung und Verknechtung der Römer zu Halbfreien” を否認する点から観れば, 早く十九世紀の初期に Savigny が公にして居る所説を繰返して居るものであり, 現在の史界に於いて, 大移動時代の史実に最も精通して居ると称せられる Schmidt が (このことは筆者がケムブリッジの故 Bury 教授から親しく聞ける所である。) 依然 Dopsch 氏の所謂旧説を支持して居るといふことは, 愈以て Dopsch 氏の断定を不穩当のやうに思はしめるのである」(上掲書127—8ページ)

ところで, 植村教授が旧説支持者とする Schmidt (Geschichte der deutschen Stämme bis zum Ausgange der Völker-Wanderung, (1910), S. 451.) が, “Davon, daß diese zinspflichtigen Grundbesitzer zu langobardischen Aldien herabgedrückt worden seien, kann jedoch keine Rede sein.” 「しかしこれらの地代納付義務を負った土地所有者たちが, ランゴバルドの Aldien に陥らされたというようなことは論外である」(Dopsch : a. a. O., S. 207 Anm, 23.) として

いるからには、彼を以て単純に旧説支持者とは云い切れず、植村教授の Dopsch 批判は大いに迫力を失うことになりそうである。しかしいずれにしろ Dopsch の著書の初版刊行が 1918—20 年であり、植村教授の著書とともに半世紀をはるかに超える以前のもので、そこで新説と呼ばれている諸学説は更に古く、もはや古典的学説というべきであろう。

H. Dannenbauer や T. Mayer らの国王自由人説を中心に中世初期のゲルマンに関する新説が今世紀 50 年代以降世に問われている現在でもしかし、それら古典的諸学説によって展開された論争はなお決着を見ていない。それは longobardi の侵住建国のころのかれらと romani との関係に関する史料の圧倒的乏しさ (Delogu : l. c. p. 29 によると、この romani の運命をめぐる論議は後世の資料をたよりに仮説の上に立つもので、解決困難とされる。) により、新史料の発掘が行なわれない限り新説の生まれる可能性はない。したがって故植村教授のこのテーマに関する検討は史学史的にこんにちなお十分価値あるものである。筆者はその植村教授の論作の上に屋上屋を重ねる形でこの論文を綴る意図は持たない。ただドイツ中世史専攻の植村教授に欠けているイタリア史的視角からのアプローチを企図するのである。

なお Paulus Diaconus の問題の語句の解釈をめぐる諸説については Hegel : a. a. O. I, SS. 352 ff. にも詳しい。また Fasoli : I, pp. 35 sgg. および Id. : Aspetti di vita economica e sociale nell' Italia del sec. VII, in : Atti del Centro Italiano di Studi sull' alto medioevo, Settimane di Studio, V (Spoleto, 1958) をも参照。

- 4) C. Balbo : Storia d'Italia 2 voll. (Torino, 1830). Croce は彼を neo-guelfi の一人に数えているが、彼は anti-curialisti としての neo-ghibellini ではないにしろ、そして厚信のカトリックであったにしろ、Savoia 王家の Sardegna 国王にイタリア民族復興の指導者となるべき夢を託した点において、neo-ghibellini の列に数えるべきであろう。なお Balbo の所説に関しては G. De Rosa : l. c. pp. 28 sgg. 彼はのちに Troya 説に賛成した。Cfr. Bulferetti : l. c. pp. 31 sg.
- 5) Troya : Della condizione de' Romani vinti da Langobardi, (Napoli, 1844) Id. Storia d' Italia, I, 5 ccccx) Croce : l. c. pp. 130 sgg.
- 6) Cfr. Hodgkin : A. a. O. VI, S. 586. note.
- 7) なお(2)の文章における tamen という語の解釈の難しさについては、W. D. Foulke : History of the Lombards (Philadelphia, 1974) p. 116 note.
- 8) partiuntur を essere diviso (分けられる) でなく dividere (分ける) と解釈する説もあり (De Rosa : l. c. p. 29) romani が hospites との間で土地分配を行ない、それによって貢納義務から解放されて自立したのだと説く者もいる。(Cfr. Villari : l. c. pp. 265 sg. E. Mayer : A. a. O., S. 42)。G. Mengozzi : La città

italiana nell' Alto Medioevo は Leicht (Studi sulla proprietà fondiaria nel medioevo 1 [Padova, 1907] が populi をこれまでも tertiae に服していた romani の大土地所有者の農民であるとするのを批判して、軍人や上層階層の者以外のすべての国民を含み得るとする (pp. 135—136) 一方, populi はそうした住民たちの都市的な, あるいは村落的な集落のことを指すとして (p. 138), 集团的に tertia parus frugum 貢納を負わされていたそれら集落 (singole città ならびに singoli vici e loci) の土地が空位時代の終わったのち, 防衛体制整備の必要に応じて, longobardi の duca や fara に分配されたと解すべきだとする (p. 140)

- 9) Sarvigny : A. a. O. I, Kap. 5, SS. 400 ff.
- 10) Troya : l. c. pp. 24 sgg.
- 11) 隷属説に与みするのは neo-guelfi 派の人だけではもちろんない。たとえば 1799 年のナポリ共和革命の志士で, のちにナポレオン軍に仕えた Gabriele Pepe も romani がすべて隷属化された見解をとる (Id : l. c. p. 93)。
- 12) Capponi : Sulla dominazione dei longobardi in Italia (Roma, 1945) pp. 131 sgg.

V

1846年の覚醒教皇ピウス二世の即位は neo-guelfismo の期待の頂点を劃すが, 彼が教皇としての普遍的立場とイタリア民族運動を支持する立場との矛盾に目覚め, 革新運動への支持をにぶらせ, むしろ反動陣営に身を委ねる (1848年ガエータに逃亡) に到って, neo-guelfismo は破綻する。

そして19世紀後半には民族統一運動への障害として教皇権の存在が更めてクロズアップされ, anticurialista の主張が再び力を持つに至り, Machiavelli や Giannone の説が多く支持を得ることになった。そうしたなかで A. Crivellucci は “italiani はかれらの自由とカトリック信仰とことばと芸術と慣習とを維持し, それらは文化的により進んだものとして間もなく征服者たちにも伝播した” という¹⁾。こうしたいわば楽観論からは, 上掲の reliqui は侵住に抵抗して殺されたり, 逃亡したりした貴族のほかの残りの貴族と理解され²⁾, それらの土地所有者にすれば古代ローマの駐屯兵制度 hospitalitas のもとでがらんらい駐屯する軍人を家屋敷や収穫の三分の一を以て給養する義務を負っていたのであるから, 三分の一の貢納は更めての負担ではなく, それが直ちに彼ら

を隷属させたわけでもなかった³⁾。

じっさい、古代末期の *colonatus* (土着農夫制) の普及や奴隷を *servus casatus* (家持奴隷) すなわち *servus quasi colonus* として使役することの普及、さらに託身 *commendatio* の進行のもとで中・小市民の独立喪失などの過程に、影をうすくした独立自営農民層にかわって半隷属の耕作農民 *colonus* が農民人口の大多数を占めるようになっていた⁴⁾が、*longobardi* の *aldii* の列に伍していったのはかれらであり、その場合かれらも決して迫害や圧迫を蒙ったわけではなく、*coloni* の間では *romani* の大地主の圧迫からかれらを解放して呉れる者として *longobardi* への期待があつといわれる⁵⁾。*romani* の中から *aldii* の列にくみ入れられた者があつれば、まさにこの階層の者であつたろう⁶⁾。

ところで *Crivellucci* の後を受け *anticurialista* の立場から *G. Romano* が、ロンゴバルド王国はそのイタリア統一志向において、教皇庁の利己的な利害主張の犠牲となつたと指摘する。すなわちローマ及びローマ公領の主人となつた教皇は *longobardi* による国土統一から自領を防衛するためフランクを干渉に呼びこみ、ロンゴバルド王国を滅したが、その結果イタリアは永く外国人に制圧され続けることになつたといふのである⁷⁾。もちろんこの主張の背景には *Machiavelli* の説くように、すでに *romani* と融合した *longobardi* がイタリアの民族的統一を担うべき立場に立つたことの承認と民族統一への障碍としての教皇権に対する弾劾がある。

なお、未熟ながら一応市民革命ないし市民的変革を目ざしたものとしてのリソルジメントは、市民的自由への関心を強め、中世都市国家における市民自治政府 *comune* の達成を封建貴族勢力に対する市民の勝利として理想化する。そして *neoguelfi* や *anticurialista* の党派的主張を離れて19世紀末から20世紀初半にかけて *comune* の成立問題が、実証史的な法律・制度史ないし社会史の視角からとり上げられた⁸⁾。一連のそうした研究の成果を踏まえて見れば *Manzoni* のようにフランクに敗れたのち *longobardi* が *romani* よりもむしろ同じ *germani* としてフランクに融合していったとなし、*comune* は支配層たるこれら *germani* に対する *romanità* の最初の *rivendicazione* (復権) である

とはなし難くなる。comune はむしろ Pepe の説くように longobardi と romani の融合⁹⁾ から生まれた新しいイタリア民族のフランク＝ゲルマン的体制への勝利と目される。すなわち、romanità が comune を呼び出したのではなく、その成立は、ドイツ系直参貴族である都市領主や皇帝代官に対する陪臣級下級貴族層（その主力は都市に入住していた longobardi）の抵抗運動の結果として生まれたとされるのである¹⁰⁾。その際 romani 系市民の富裕なものがこれに協力し、その協力関係の中で両者間の血縁的交流も進むが、初期のコムーネ運動において貴族的コムーネが形成される段階では romani よりもむしろフランクやザクセン朝（オットー大帝に始まる）支配下に陪臣とされた longobardi 貴族層が主力を占めたと見るべきであろう¹¹⁾。

イタリア中世都市において romani 系市民（かれらが何処まで romanità ないし latinità を純粹に維持していたかは大いに疑問、本稿の冒頭の部分を参照）が正面に立つようになるのは、初期の貴族的コムーネに対抗して popolo（町人的市民）が政権をとったときである。そしてこの町人政権の成立の前提としてイタリア中世都市の経済的繁栄による商工市民の実力の抬頭がある。こうしてイタリア中世都市の興隆が romani によって担われたからには、そのように成長して来る romani の要素が都市に温存されていたと見なければならない¹²⁾。したがって上述した Troya のように romani すべてが隷農の地位に陥らされたとする説は不当のものとされよう。事実 longobardi の侵住下に多くの都市が longobardi の公以下の入住を迎えながらも温存されていることが無視出来ない。Paulus Diaconus は L. II cap. 7 で、Ticinum (Pavia) 市民が Alboino の入城に抵抗したにも拘わらず、彼が入城後その市民に危害を加えなかった次第を伝説をまじえてもの語っているが、他の都市に拠った諸公たち (L, II, cap. 32) も入住にあたりすべての都市民を侵害しつくしたとは考えられない¹³⁾。Astolfo 王（在位750—756）の法令が商人 (negotiantes) をその財産に応じて三階級に分け、それに応じて軍役を課し、その最上層の者 majores を七軒の隷属農家 (casas massarius) を持つ milites と等置して、正装騎士としての従軍の義務を課し、中級の者にさえ馬と楯と槍を以ての従軍、そして下級の者には弓手として武装

の義務を課しているが¹⁴⁾これらの商人階層は古代以来都市に存続し続けていたいわゆる *romani* 系商人以外の何者であり得たであろうか。(もちろん *longobardi* の *milites* から商人化した者がいないわけではなかったが)

そして諸都市に *romani* 系自由民の存続があったとすれば、Villari の指摘するようにかれらの生活を律するものとしてローマ法の存続が有力に推測される¹⁵⁾。もちろんそれは *romani* 同志の紛争解決などに慣行的に使われる呈のものであったかもしれない。しかし社会の一部にローマ法が生き続けていたからこそ、ロータリ王の法典に続くロンゴバルド諸王の法典にそれは影響を与え得たのであろう。すでにロンゴバルド王国において属人法主義がある程度行なわれていた可能性があるが¹⁶⁾フランク支配下にそれが確立される¹⁷⁾とローマ法は社会的有効性を大きく取り戻す。そして *romani* の公的立場は原理的には *longobardi* と対等となる。そうした状況のなかで両者の融合が進まずにいなかったことを否定することはむずかしい。少なくとも都市において *longobardi* の *milites* 家系から出て商人化した者¹⁸⁾とかの Astolfo 王の法典で上・中級に指定された *negotiatores* 階層の者との通婚による融合は大いにあり得たであろう。かれらにおいてフランク=ドイツ系直参貴族に対する *italiani* としての民族感情の成長が *comune* 運動を支える精神的エネルギーとなったことは否めない¹⁹⁾。

なるほど *neoguelfi* に属するとはいえないドイツの学者 K. Hartmann や K. Hegel²⁰⁾ や V. Weise²¹⁾ が Troya の全 *romani* (都市住民も含めての) 隷属説を支持しており、Weise は *longobardi* の侵住後は征服者の慣習法が *romani* をも支配したとする²²⁾。したがって *longobardi* の亡状告発は必ずしも党派発言としてかたづけることは出来ない。たしかに Clefi 王の殺害の後35人の *duces* が北・中部イタリアの各地に占拠を競い合った10年間に *romani* に対して激しい侵害があったことは、ロンゴバルド人出身の Paulus Diaconus も認めるところで²³⁾否むべくもないであろう。ただそうした暴状によっても、*romani* すべてが自由を失ったものでないことは今世紀60年代の研究、たとえば上掲 G. Fasoli の諸著書(とくにIII, pp. 39 sgg), それよりもまして今世紀に

におけるロンゴバルド史研究のイタリアにおける第一人者 G. P. Bognetti の *L'Età Longobarda* 4 voll. (Milano, 1966—68) に集録された彼の諸研究が客観的事実として確認して来ていることは見おとせない²⁴⁾。

もちろん Villari のように *elemento latino* と *il germanico* を和合しがたい永久の対立要因としてとらえる考え方もなお有力である。しかし少なくとも Cipolla のように、ロンゴバルド王国の崩壊後はかつての *vinti* と *vincitori* の *fusione* が遂げられ、その後のイタリア史の重要な担い手となったと見るのが大勢を占める考え方の方である²⁵⁾。ともあれ *romani* 隷属説と非隷属説とをからませながら、*feudalesimo* と *comune*, *Impero* と *Chiesa*, *campagna* と *città*, *nobilta* と *artigianato* とが中世イタリア史の主要因として他国にはみられない複雑な対立面と協調面とを展開しながらルネサンスを迎えるのがイタリアの歴史の特性といえるのではなからうか。上掲 Sestan の論文 (*Le composizione della società ecc.*) は1957年における Spoleto での第五回初期中世史研究週間での基調講演であるが、そこで彼は Troya 以下1800年代の愛国的歴史学における *romani* 隷属説すなわち非融合説をやがて *civiltà comunale* のうちに花を咲かせる *latinità* の存続説に意図的につながるものと位置づけている²⁶⁾。たしかにこのようにあくまでも *romanità* (*latinità*) を大事にするか、あるいは *romanità* と *germanità* との融合による新生 *italianità* を尊重するかが、イタリア史を見て行く上で問題の分かれ目になるようである²⁷⁾。そして現実 *germani* の血を、しかも支配層に多く交えながら、しかもつねに *romanità* への回帰を感情的に追慕するイタリア国民の心情がそこでかなりの比重を占めるようである²⁸⁾。この *romanità* なるものが本当はどのようなものであったのか、その実体の究明こそがイタリア史の本質を解明する鍵になるのではなからうか。

注

- 1) A. Crivelucci : *Le chiese cattoliche e i Longobardi ariani in Italia*, in "Studi Storici," IV, p. 404.
- 2) たとえば Villari : l. c. II, p. 32 は貴族だけとする。じっさい彼もいうように、すべての romani とした場合、無所有の者がどうして三分の一を貢納出来たのか？ということになる。また上述のように小数の longobardi が如何にして全 romani (もちろん南伊南部は除くが) を隷属させ得たか？と反問されよう。もっともこれに対する応えは Salvioli : *Sullo stato ecc.*, p. 67.
- 3) G. Caumo : *Pella condizione dei Romani vinti dai Longobardi* (Firenze, 1870) pp. 22 sgg. Villari もいうように (l. c. pp. 272 sg.) hospites とか hospes は古代ローマの hospitalitas の下で地主の“客”として迎え入れられた駐屯軍人を呼ぶ呼称であって、決して隷農の主人を表示することばではない。E. Mayer : *Italienisch Verfassungsgeschichte von der Gothenzeit bis zur Zunftherrschaft*, Bd. I, (Leipzig, 1909) SS, 39 ff. も tributari はただ Abgabe を納める者を指すだけで隷属の意味はないとする。F. Schupfer : l. c. SS. 372 sg. は三分の一の貢租は個人に納めたものでなく、王の官吏 gastaldi に納付したものだという Leicht. l. c. p. 73 nota 1. も同意見。Romano-Solmi : l. c. p. 337. nota 7.
- 4) Salvioli : l. c. (今後 Salvioli I として引用) pp. 22 sgg. は小土地所有者の悪い状態については誇張されすぎているとしながらも latifondo の普及と小土地所有の没落を説く。なお Salvioli : *Sulla distribuzione della proprietà fondiaria in Italia al tempo dell' impero romano*, in 《Archivio Giuridico "Filippo Serafini" Nuova Serie》 (Modena, 1899) pp. 534 sgg. および Id. : *Contributi alla storia economica d' Italia durante il medio evo*, in 《Gior. di Scienze Nat. ed Econom. Parte II, Vol. XXIII》 (今後 Salvioli II として引用) pp. 4 sgg. なども参照。
- 5) Villari : l. c. p. 261. Cipolla : l. c. pp. 67 sg. 住民たちは東ゴートの支配が名をかえて戻って来たと思ったともいわれる。Salvioli : II. (Contributi ecc) pp. 33 sg. はビザンツ支配の虐政振り、その腐敗と誅求を指摘。それに比して longobardi の侵住は最初の掠奪期をすぎたのちは romani にとり堪えがたいものではなかったとする。(l. c. pp. 24 sg.)
- 6) Salvioli : II (Sulla distribuzione della proprietà fondiaria in Italia dopo le invasioni germaniche) pp. 21 は romani は地主で存残し、収穫の三分の一を longobardi に分けた romani は tributari になったわけだが coloni や隷属状態になったのではなく全ロンゴバルド支配期中地主であり続け、自由所有者として勢力を増し続けたとする。所有主をなくした大土地所有の多さと longobardi の人口

- 数のすくなくさが大土地所有者を搾取する必要をなくしていたというのである。
- 7) Leicht: l. c. p. 73 は *populi adgravati* は *nobiles* や *possessores* ではなく *lavoratori della terra, i coloni* だという。
- 8) G. Romano: *Le dominazioni barbariche* (Milano, 1909). 2° ed [はこれまで引用して来たように Romano-Solmi: *Le dominazioni barbariche* (Milano, 1940)] p. 419: 456~9 nota (44).
- 9) 拙稿「イタリア中世都市研究序説」(神戸大学『研究』21号) 参照。
- 10) Pepe: l. c., pp. 257 sgg.
- 11) Salvatorelli: II. pp. 168 sgg.
- 12) Sestan: l. c. p. 46 は *longobardi* が宗教的に、言語的に *romani* にとけこんだとしても、社会的には融合は語られないとして *longobardi* が政治的に軍事的に支配階層として存続し続けたことを指摘する。
- 13) Salvioli: II (Contributo ecc.) pp. 39 sg. は東ゴートも *longobardi* もローマ都市をその支配の支柱として温存したことを指摘し、*civitas* の存続、そしてまたそこに商工市民の存続したことを指摘する。
- 14) Salvioli: II (Contributo ecc) p. 18 は Clefi 王の下で貴族たちが殺されたのは、かれらがミラーノの司教やリグーリアへ逃亡した者のように、東ローマと同じく陰謀を企てたからであるという。(p. 11 注1 参照)
- 15) Cap. 3: *Item de illis hominibus, qui negotiantes sunt et pecunias non habent, qui sunt maiores et potentes, habeant loriam et equos, scutum et lanceam; qui sunt sequentes habeant equos, scutum et lanceam, et qui sunt minores, habeant coccoras cum sagittas et arcum.* (Troja: Cod. dipl. long., IV, p. 488.) [Edict. Haist. von 750, c. 3 (MG. LL. 4, 196)]
- 16) Fasoli: I, pp. 78 sg. Leicht: l. c. pp. 75 sgg. Villari: l. c. p. 311 はロータリ王の法典は他の法律の存在を予想させるという。たとえば同法典 204 条の「ロンゴバルド法に従って生活する女たちは」の表現は、他の法律に服して生活する者の存在を示唆するといわれるのである(Fasoli: I, p. 78) たしかにそれは *longobardi* の部族法典であり、多少領域法化の傾向は見られるにしても (Vedi, G. De Rosa: l. c. p. 36) それを以てしては *romani* 系市民の商業生活などは律することが出来る筈はなく、ローマ法の存続が少くとも *romani* 間には有力に推察される (Cfr. Fasoli: I, pp. 78 sg, 106 sgg. Hodgkin: op. cit. V. p. 592) E. Mayer: A. O. I, 1. S. 34 はロンゴバルド法に規定のない場合はローマ法に依ったという。
- 17) 少くともリウドブランド王の第19年第XI項の勅令(127条XI)にはローマ人の男が *longobardi* の女を妻とした場合、その女はローマ女となり、また生まれた子供たは父の法に従ってローマ人となるとの規定があり、ここでは属人法主義の確立が

うかがえる。

- 16) Hodgkin : op. cit. V. p. 593. Fasoli : l. c. pp. 153 sgg.
- 17) 拙稿「イタリア史の—特殊性—封建性をめぐって—」日伊文化研究IV (1958年) 21ページ参照。Cipolla : l. c. pp. 517 sgg. 属人法主義に関しては久保正幡『西洋法制史研究』269ページ以下, 279ページ以下, 348ページ以下など参照。同教授はフランク治下のイタリアで絶対的属人法主義が確立したとされる。
- 18) Tagliaferri : l. c. pp. 65 sgg. 拙稿「封建的危機とそれへの対応におけるイタリアの特殊性」西洋史学 XI (1951年) 34ページ以下参照。
- 19) Salvatorelli : II, p. 169.
- 20) K. Hegel : A. a. O., Kap. III, p. 355. Hartmann : A. a. O., II, 1, p. 41., 2, p. 2.
- 21) J. Weise : Italien und die Langobarden-herrscher von 568 bis 628 (Halle, 1886) S. 40.
- 22) Weise : A. a. O. S. 30.
- 23) hic (Cleph) multos Romanorum viros potetes gladio extinxit, alios ab Italia exturbavit. (Paul. Diac., Hist. Lang. lib. II, c. 31)
- 24) Bognetti : L'età longobarda I, c. 2 "Longobardi e Romani" pp. 86 sgg.
 もっとも、今世紀80年代の上掲 Delogu の論作が Autari の王政成立とともに romani が隷属化されたとなし、八世紀に romano という語は Toscana で隷農と同義語であったとしている (l. c. p. 30) のが注目される。しかしその彼も、都市の中産階級やカトリック教会制度は温存されたいとする。(l. c. p. 31) A; I. Njeussychin : Die Entstehung der Abhängigen Bauernschaft (Berlin, 1961) は Paulus Diaconus よりも同時代的な Marius Aventicensis の 573年の証言 "Hoc anno dux Langobardorum nomine Clebus genti ipsius rex ordinatus est et plures seniores et mediocres ab ipso interfecti sunt" (M. G. Auctores antiquissimi, t. XI ed. Mommsen. Berlin, 1894 S. 238) を引用しながら、大土地所有の貴族だけでなく、中層の市民も殺戮の対象となったこと、直接生産者も苦しめられたことを認めるが (p. 340), tertia の貢納に義務づけられた自由 romani の土地所有者がすべて aldionen にされたとは信じられないとする (p. 349)。八世紀の Liutprando 王の勅令 127 が、自由ローマ人にローマ法の適用を認めているからである (前注15参照)。
- 25) これらの点については E. Rota : l. c. pp. LXVI sgg. Cusin : l. c. pp. 12 sgg. とくに pp. 19 sgg. の Bibliografia 参照。
- 26) Sestan : l. c. p. 48 anche in "Atti delle Settimane di studio del Centro Italiano di Studi sull' alto Medioevo" V (Spoleto, 1958), p. 677.

27) De Rosa : l. e. p. 38.

28) ロンゴバルド入住地域を主な対象として論じて来たが、マグナ=グラエキアの時代に続いて、サラセン・ノルマン・ドイツ・フランス・スペインなど異民族出身者を多く支配層に迎え入れて来た南イタリアにとり *romanità* は何なのであろうか。